平成２２年（フ）第３７０号
徳島県徳島市助任本町１丁目６番地
債務者　林　みどり
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３７３号
徳島市明神町３丁目７番地の８
債務者　堀　　洋文
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５７号
高知県宿毛市中角1366番地
債務者　公文　貞雄
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第６２号
高知県土佐清水市汐見町７番５号　晴海荘
債務者　浦川　功一
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第６６号
高知県四万十市中村四万十町20番地２
債務者　宮本　力夫
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第１０７号
福島県白河市みさか１丁目９番地７
債務者　石井　愛子
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第２５４号
広島県福山市春日町６丁目６番26号　ドリームハウス春日101、旧住所広島県福山市引野町５丁目28番25号
債務者　塚本　恵子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第２１９号
青森県八戸市大字沢里字藤子７番地１
債務者　伊藤　　伯
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第２２９号
青森県八戸市大字沢里字休場49番地12　コーポひらお７号室、前住所青森県八戸市大字沢里字休場49番地12　コーポひらお12号室
債務者　十日市淑則
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第２３６号
青森県八戸市大字新井田字丑鞍森34番地27
やゑの里、前住所青森県八戸市大字新井田字松山下野場７番地15
債務者　田村　京子
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１７２号
松江市北堀町62番地７、前住所松江市比津町28番地６
債務者　武田　利一
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２５６号
広島県福山市川口町１丁目11番30号　内田アパート18号、旧住所広島県福山市新涯町１丁目12番８号
債務者　桑本　敏樹
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第２１９号
青森県南津軽郡藤崎町大字藤崎字銅屋森46番地10
債務者　幸山　秋子
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第２２６号
青森県南津軽郡藤崎町大字藤崎字村井25の２　コーポよなが205号室、住民票上の住所青森県北津軽郡板柳町大字飯田字上沼田46番地５
債務者　小倉　直見
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第２３２号
青森県弘前市大字富士見町29番地６
債務者　深澤　幸則
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第７９１号
熊本市横手４丁目18番22号　ハイツ西山102号
債務者　山中眞由美
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第６７０号
栃木県宇都宮市陽南３丁目３番23号　陽南コーポ101、前住所栃木県宇都宮市江曽島本町23番26号　レジデンスＴＯＹＯＵＫＥ201
債務者　中村　　博
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係